



<著者>Profile

税理士・中小企業診断士 知野 福一郎

第四銀行本店貸付第1課次長にて退職後、昭和47年7月に事務所を開設。会計事業をはじめ、事業承継、M&A、相続対策などあらゆる面で中小企業の相談に応じている。札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

## 相続税——大金持ちから小金持ちへ

**Q** 増税時代に入ったと覚悟していますが、相続税も大幅に増税になるそうですね。

**A** 「子孫に美田を残さず」という教えがあります。今回の「税と社会保障の一体改革」の中で相続税の増税が図られています。具体的には、次のような内容になっています。

- ① 相続税の基礎控除が五千万円から三千万円に圧縮され、さらに相続人一人あたりの基礎控除額も一千万円から六百万円に引き下げられます。
- ② 最高税率もこれまでの五〇%から五十五%に引き上げられます。
- ③ 居住用小規模住宅地などの評価減の特例が、親と同居していたかどうかで、評価方法が見直され、結果として相続税負担が増えるなどのケースも出てきます。

このような改正内容を考えると、相続税が一部の富裕層の問題から、これまで相続税とは無縁の中堅層へも広がったと考えられます。

一昔前に「どんな大金持ちでも相続が

三代続くと住んでいる家以外はなくなってしまう」など相続税の重税感を嘆いた時代がありました。今回の改正は、中堅層のサラリーマンも相続税に無縁ではなくなったというべきです。

### 1 遅々として進まぬ中小企業の相続対策

一方、中小企業庁の調査によれば、中小企業経営者の平均年齢は五十八歳、経営者の引退予想年齢は六十七歳とされており、この統計からいえば、平均年齢から引退年齢の差、九年間の間に事業承継が完結していなければならぬことになります。しかし、事業承継ができていない企業は五十七%に及ぶことが指摘されています。万が一、この間に相続が発生すると、事業承継問題と高額な相続税対策に遺族や従業員の皆さんが右往左往することになると心配されます。

### 2 事業承継のパターン

もちろん、多くの経営者も、ただ傍観しているだけでなく、心配をされていることは想像に難くありませんが、消費税

増税の陰で隠れている相続税増税を契機にこの問題を真剣に検討する必要があると考えられます。

しかし、事業承継に頭を痛めているといっても、究極のところ事業承継は次の四つのパターンに絞られてきます。

- ① 親族承継型
- ② 親族外の役員、従業員への承継型
- ③ 第三者への売却、営業譲渡などM&A型
- ④ 会社の清算、廃業型

最近では会社の清算、廃業型が増加していますが、この場合は、事業の将来性が見込まれないことや資産の処分などで借入金の返済や買掛債務の決済などの資産繰りが可能であれば、債務超過状況に陥らないタイミングで早めに決断することが重要です。

来月以降、事業承継問題を継続して取り上げていきたいと考えています。

### 税理士法人知野会計事務所

札幌市中央区北一条西二丁目

北海道経済センタービル

☎〇一一一―二五―五六三―

# ビジネスサポートQ&A 法律

## 時効管理



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻く様々な法律問題の解決に携わっている。札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

**Q** 当社の売掛金台帳を見ると、かなり長期間回収できていない債権があります。このまま放っておいてよいのでしょうか？

**A** 請求しないまま債権を長期間放っておくと、売掛債権が時効消滅してしまうおそれがあります。

**Q** どの程度放っておくと時効消滅してしまうのでしょうか？

**A** 債権は、原則として、権利を行使できるときから十年の経過によって消滅時効が成立します。

ただし、特別の規定によって時効期間が短期に設定されているものもあるので注意が必要です（商事債権については五年、売掛金債権の場合は二年で時効消滅します）。

会社や事業を行っている人の場合、短期の消滅時効が適用されることがほとんどかと思われれます。

**Q** 時効消滅しないようにするためにはどのようなすればよいですか？

**A** ①請求、②差押え、仮差押えまたは仮処分、③承認、④催告などを

行えば、時効期間はその時点でストップし、改めて時効期間の計算がスタートします。

**Q** いろいろな方法があるようですが、どれを使えばよいですか？

**A** ③承認がもっとも簡便で手間のかからないものなので、まずはこれを利用するのがよいでしょう。具体的には、債務を認める文書に相手方から署名押印を得ることなどよいでしょう。

なお、①請求についてよく誤解されますが、単に相手方に請求書を送付するだけでは法律上の①請求にあたりません。法律上の①請求というのは何らかの形で裁判所が関与する手続きに限られます。

単に請求書を送付する行為は④催告として扱われることとなります。その場合、時効が中断されるのは六か月だけで、その間にほかの中断事由を具備するための猶予期間を与えるためのものではないかありません。従いまして「請求書を送付したから完全に時効は中断した」として、ほかの時効中断事由を得ることを怠らないようにしてください。

**Q** 時効が完成したら絶対に回収できないのでしょうか？

**A** 時効が完成しても、相手方が援用しないと時効消滅の効果は発生しません（民法百四十五条）。従って、債務者が時効の完成に気付かず、時効援用をせずに弁済したとしてもその弁済は有効です。

また、債務者が時効完成後、援用する前に債務の存在を自認した場合には、時効の利益の放棄（民法百四十七条）として、または援用権の喪失（判例）として時効主張が認められない場合もあります。時効期間が経過しても、あきらめずに債務者と交渉してみるのがよいでしょう。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条

西二十丁目一―二八

☎〇一一六三一―三〇〇